

東京電力原子力事故に係る被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の策定と今後の課題

国土交通委員会調査室 泉水 健宏

1. はじめに

平成 25 年 10 月 11 日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 48 号）（以下「子ども・被災者支援法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく「被災者生活支援等施策¹の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。これにより、子ども・被災者支援法の施行（平成 24 年 6 月 27 日）から約 1 年 3 か月を経て、同法に基づく被災者生活支援等施策が実施されることとなった。本稿では、基本方針策定までの経緯を振り返るとともに、基本方針の内容と今後の課題について見ていくことにする。

2. 子ども・被災者支援法の制定

子ども・被災者支援法は、参議院東日本大震災復興特別委員会提出の法律案として、参議院本会議において全会一致で可決、衆議院に送付され、平成 24 年 6 月 21 日の衆議院本会議において全会一致をもって可決、成立したものである（公布日（6 月 27 日）に施行）²。同法律は、原子力事故の被災者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、被災者生活支援等施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進することを内容とするものである。

子ども・被災者支援法では、被災者が、①支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域）での生活、②支援対象地域以外の地域での生活、③支援対象地域以外の地域からの帰還のいずれを選択しても、国は、表 1 のような被災者生活支援等施策を行うこととしてい

¹ 子ども・被災者支援法第 1 条で「子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策」と定義されている。

² 第 180 回国会において、「平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案」（参第 8 号）（自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び新党改革の共同提案による議員立法）と「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」（参第 13 号）（民主党・新緑風会による議員立法）が提出されたが、被災者支援という観点で重なり合う部分も多く、両法律案を統合等するための与野党協議が行われ、与野党間で合意が得られた。これを受け、平成 24 年 6 月 14 日、参議院東日本大震災復興特別委員会において、両法律案が撤回されるとともに、与野党合意に基づく「子ども・被災者支援法案」が全会一致をもって起草された。

る（第8条～第11条）。さらに、国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする（第13条第2項）、国は、子ども及び妊婦が医療を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする（第13条第3項）等が規定されている。

なお、子ども・被災者支援法は、被災者生活支援等施策の基本となる事項を規定するものであり、具体的な施策は政府が定めることとなっている。そのため、同法第5条第1項は、政府は基本方針を定めなければならないとし、政府は、策定した基本方針にのっとりて施策を進めることとなっているため、基本方針の早期の決定が求められていたところである。

表1 子ども・被災者支援法（第8条～第11条）の被災者生活支援等施策の概要

<p>■支援対象地域で生活する被災者への支援（第8条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療の確保に関する施策 ・子どもの就学等の援助に関する施策 ・家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策 ・放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策 ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策 等
<p>■支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援（第9条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象地域からの移動の支援に関する施策 ・移動先における住宅の確保に関する施策 ・子どもの移動先における学習等の支援に関する施策 ・移動先における就業の支援に関する施策 ・移動先地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられることができるようにするための施策 ・支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策 等
<p>■支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援（第10条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還先への移動の支援に関する施策 ・帰還先における住宅の確保に関する施策 ・帰還先における就業の支援に関する施策 ・帰還先地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられることができるようにするための施策 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策 等
<p>■避難指示区域から避難している被災者への支援（第11条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策 等

（出所）筆者にて作成

3. 原子力災害による被災者支援施策パッケージの策定

子ども・被災者支援法に関しては、基本方針の早期策定が求められていたが、支援対象地域の決定の困難さ等もあり、その策定が進展しない中で、政府においては「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」を開催し、子ども・被災者支援法の趣旨も踏まえ、福島県を中心とした原子力災害の被災者が安心して生活することができるようにするとともに、将来を担っていく子どもが元気に成長できるための取組について検討、整理が行われたとされる。そして、平成 25 年 3 月 15 日、その成果として、関係省庁連名による「原子力災害による被災者支援施策パッケージ～子どもをはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて～」(以下「被災者支援施策パッケージ」という。)が公表された。

約 90 項目から成る被災者支援施策パッケージは、福島県等において避難せずに生活を続ける者への支援を始め、自主避難した者への支援、避難先から帰還する者への支援等、原発事故の被災者に対する支援施策について、新規施策とともに既に各省庁で講じられている施策を含め取りまとめたものであり、その概要は表 2 のとおりである。

なお、根本復興大臣からは、平成 25 年 3 月 15 日の記者会見で、「子ども・被災者支援法の目的・趣旨をしっかりと読み込んで、それに対して具体的な施策を総合的に取りまとめたものが、今回の政策パッケージである。子ども・被災者支援法による必要な施策については、この対策で盛り込んだと考えている」旨の発言がなされている。

表 2 被災者支援施策パッケージ概要

1	<p>子どもの元気復活 ～子どもの元気を復活させる先進的な取組～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全天候型運動施設等の整備により福島県の子どもの運動機会を確保 ・福島県及び県外において自然体験活動を実施
2	<p>子どもの健康・心のケア ～健康不安に対して、安心を確保する取組～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県民を対象とした健康管理調査の実施 ・福島県での健康管理調査や福島県外の甲状腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションを強化 ・原発被災者に対する健康管理に係る今後の支援の在り方を検討 ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施 ・専門家等の訪問・相談を通じた被災者の心のケア
3	<p>子育て・生活環境の改善 ～健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子避難者等に対し、新たに高速無料措置 ・福島県中通り等において公的な賃貸住宅を整備、借上げ仮設住宅を引き続き提供 ・経済的な理由により就学が困難な子どもへの就学支援 ・雇用機会の確保、福島県からの避難者に対する帰還就職の支援 ・被災地の医師・看護師等の確保 ・生活習慣病対策
4	<p>その他 ～支援を行う団体への支援等～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政では手が届きにくいきめ細やかな支援を行うため、NPO等の民間団体等を通じた支援を実施

(出所) 復興庁資料を基に作成

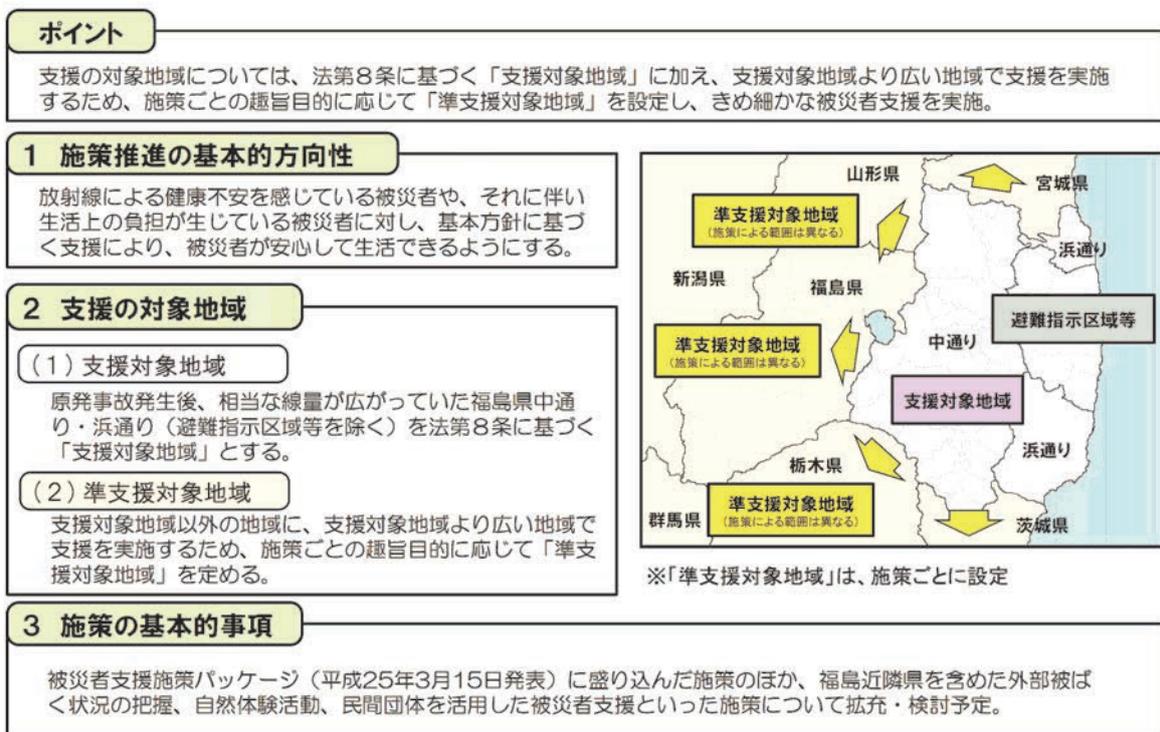
4. 基本方針の策定

子ども・被災者支援法の成立、被災者支援施策パッケージの策定等、これまでの経緯を踏まえ、平成 25 年 8 月 30 日、復興庁から基本方針（案）が公表されるとともに、9 月 13 日までパブリックコメントが実施されることになった（9 月 11 日、パブリックコメント期間は 9 月 23 日まで延長された。）。また、福島県（9 月 11 日）、東京都（9 月 13 日）において、基本方針（案）の説明会が開催された。

このような手続を経て、10 月 11 日、基本方針が閣議決定された。その概要は図 1 のとおりである。なお、パブリックコメント等を踏まえて、基本方針（案）の公表から閣議決定までの間に施策内容の明確化が図られた主なものとしては、①平成 27 年 4 月以降の民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅（以下「借上げ仮設住宅」という。）の供与について、代替的な住宅の確保等の状況を踏まえて適切に対応すること、②支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援すること、③福島県内及び福島近隣県に避難して就職を希望する者への合同面談会等を実施すること等が挙げられる（詳細は後述）。

以下、基本方針について、支援対象地域の決定基準と基本方針に基づく主な施策を中心に見ていくこととする。

図 1 子ども・被災者支援法基本方針概要



（出所）復興庁資料

(1) 支援対象地域の決定基準

子ども・被災者支援法第8条では、被災者生活支援等施策の実施に係る支援対象地域について、「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう」と定義されている。

支援対象地域に関しては、これまで地域決定の困難性が指摘されてきた。民主党政権においても、平野復興大臣（当時）から「支援対象地域をどのように決めるかについては、なかなか難しい問題がある」³旨の答弁が行われていたところである。

現政権においては、根本復興大臣から「子ども・被災者支援法の支援対象地域は、年間積算線量が20ミリシーベルト以下であって一定の基準以上の地域であるが、一定の基準については、専門的、技術的、科学的な知見から検討すべきである。平成25年3月7日の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会議の場で、原子力災害対策本部において、避難指示解除に向けた検討として、線量水準に応じて講じるきめ細やかな防護策の具体化について、国際的な知見の活用も含めて、年内をめどに科学的、技術的見地から検討を行うこととされたところであり、このような検討の進展状況を踏まえつつ、得られた知見を活用して、できるだけ早く一定の基準を含めて基本方針の策定に努めていきたい」⁴旨の答弁がなされていた。

これに対し基本方針では、支援対象地域に関し、「原発事故発生後、年間積算線量が20ミリシーベルト以上に達するおそれのある地域と連続しながら、20ミリシーベルトを下回る相当な線量が広がっていた地域においては、居住者等に特に強い健康不安が生じたと言え、地域の社会的・経済的一体性等も踏まえ、当該地域では、支援施策を網羅的に行うべきものと考えられる。このため、法第8条に規定する「支援対象地域」は、福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く）とする。」とし、原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を対象とすることとした。また、「施策の趣旨目的等に応じて、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定めつつ、適切に施策を実施することが重要である」として、「支援対象地域」に加え、施策ごとに「支援対象地域」より広範囲な地域を支援対象地域に準ずる地域（以下「準支援対象地域」という。）として定めることとしている。

ア 支援対象地域の決定について「相当の線量」という考え方をういた理由

支援対象地域の決定について、画一的な線量数値を用いず、「相当の線量」という考え方で行ったことについて、根本復興大臣は、「相当な線量とした理由としては、子ども・被災者支援法案の国会審議において草案提出者から、線量数値で国が勝手に線を一方的に引くことでコミュニティを分断してはならない、あるいは、区域を地域の実情に合わせて決めなければ、また一人一人を引き裂いてしまうなどの答弁がなされており、画一的な線量数値で支援対象地域を定めることが適切とされているとは言えず、一定の幅のある線量の考え方として、相当な線量という考え方を基本方針の中で示した」旨、

³ 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第10号36頁（平24.8.27）

⁴ 第183回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第5号4頁（平25.5.10）

見解を述べている⁵。

イ 支援対象地域の決定についての科学的な合理性

支援対象地域の基準について、専門的、技術的、科学的な知見から検討すべきとした根本復興大臣の国会答弁（前述）と今回の決定との整合性について、根本復興大臣は、「原子力規制委員会の検討を参考にしながら取り組んできた。関係省庁の間で、① I C R P⁶の国際的・科学的な知見によれば、100 ミリシーベルト以下の被ばく線量による発がんリスクの増加は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまう程度である、あるいは、20 ミリシーベルトや1 ミリシーベルトといった線量基準は、健康に対して安全と危険の境界を意味するものではない、②同一地域での個々の住民が実際に被ばくする線量は生活パターンによって異なる、③具体的な防護措置はモニタリング、健康管理、除染などさまざまな施策を適切に組み合わせるべきであるとの認識が共有されてきた。このような議論も踏まえて、20 ミリシーベルトを下回る空間線量水準では、生活パターンによらず、住民の健康影響に差が出る画一的な特定の線量数値があるとするのは、必ずしも合理的ではない。このため、画一的な線量基準を定めることが適当ではないと考えて、一定の幅をもった相当の線量とした」として、今回の決定は科学的な合理性に基づきなされたとしている⁷。

ウ 汚染状況重点調査地域との関係

一方、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」（平成23年11月11日閣議決定）において、「追加被ばく線量が年間20 ミリシーベルト未満である地域について」「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1 ミリシーベルト以下となること」を目指すこととし、同法の汚染状況重点調査地域については、その地域の追加被ばく線量が年間1 ミリシーベルト以上となる地域について、指定するものとするとされた。指定を受けた市町村は、必要に応じて重点的な調査測定を実施して実際に除染を行っていく区域（除染実施区域）を定めた上で、当該区域についての除染の計画（除染実施計画）を策定し、この計

図2 汚染状況重点調査地域



（注）地図中、緑及び黄緑の地域が汚染状況重点調査地域

（出所）環境省資料

⁵ 根本復興大臣記者会見録（平25.8.30）

⁶ 国際放射線防護委員会のこと。ICRP（International Commission on Radiological Protection）は、専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う非営利、非政府の国際学術組織。

⁷ 根本復興大臣記者会見録（平25.8.30）

画に則って除染を進めることとなっている。汚染状況重点調査地域は図2のとおりであるが（平成25年10月現在）、除染は放射線の影響による住民の健康上の不安を解消すること等のため行われることから、同地域を子ども・被災者支援法の支援対象地域にする等、その整合性を図った上で、健康管理対策等の施策を行う必要性を指摘する見解もある⁸。この点に関し基本方針は、準支援対象地域で実施される施策の例示として除染を挙げ、「除染については汚染状況重点調査地域において除染実施計画に基づき適切に実施する」こととしている。そして、「準支援対象地域」で実施される各施策と「支援対象地域」において実施される施策とあいまって、放射線による被災者の健康上の不安を解消し、安定した生活の実現に寄与することとなっているものの、支援対象地域と汚染状況重点調査地域との関係については必ずしも明確ではないように見受けられる。

（2）主な施策

基本方針に関する施策は、約120項目から成るが、被災者支援施策パッケージが基本方針の策定に先立ち、被災者に対する具体的な支援策を取りまとめる趣旨で策定されたこともあり、その多くは被災者支援施策パッケージに掲げられた施策を中心とする既存の施策となっている。しかしながら、被災者支援施策パッケージ公表後にその必要性等が認識された新規・拡充施策も複数盛り込まれている。そこで新規・拡充施策を中心に、主な施策について見ていくことにする。

ア 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

現在、福島県に設けられた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動が実施されているが（同施策は被災者支援施策パッケージに記載）、今後、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動事業について、福島県内で実施する場合のほか、福島県外において実施する場合についても、福島県の子どもを対象にした支援を検討することとしている。

本施策の趣旨は、放射線による健康不安等により福島県において子どもの運動する機会の減少が指摘されていること等から、福島県外での自然体験活動等に対しても支援を検討することにより、子どもの健康の一層の増進を図ろうとするものである。

なお、本施策に関し平成26年度文部科学省予算概算要求で「福島県の子供たちを対象とする自然活動・交流活動支援事業」が新規要求されている。

イ 住宅の確保

全国において、借上げ仮設住宅の供与期間を平成27年3月末まで延長するとともに、同年4月以降については、代替的な住宅の確保等の状況を踏まえて適切に対応することとした。

また、支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅の入居の円滑化を支援することとなった。

借上げ仮設住宅の供与期間を平成27年3月末まで延長する趣旨としては、現に借上げ仮設住宅に入居している避難者について、引き続き居住の継続を図ることが必要な状

⁸ 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に対する我孫子市長の意見（平25.9）等

況にあるためである。さらに、平成 27 年 4 月以降についても、現時点では状況が不透明であること等から、パブリックコメントの意見等にも配慮し、代替的な住宅の確保等の状況を踏まえて適切に対応することを明確化している。

一方、公営住宅への入居の円滑化支援は、支援対象地域に居住していた避難者について、自立し安定した生活が確保されるよう、恒久住宅への移転を促進する趣旨であるとされるが、この支援対象に新規の避難者を含むことに関しては、福島県において平成 24 年 12 月 28 日をもって県外の借上げ仮設住宅への入居受付が終了していることや新規避難者に対する住宅支援の要望があること等を踏まえ、支援対象に新規避難者が含まれることについて明確化したものと考えられる。

なお、公営住宅への入居の円滑化支援に関し国土交通省より「それぞれの自治体で公営住宅の順番待ちをしている人がいる中でどの程度優先して扱うか」等、詰める点があり、「復興庁の協力も得ながら、避難元の自治体、避難先の自治体の意見をよく踏まえ、現在その詰めを進めているところであり、できるだけ早く示したい」旨の答弁がなされている⁹。

ウ 就業の支援

被災者支援施策パッケージにより、「福島避難者帰還等就職支援事業」において、避難者が多い山形・新潟・東京・埼玉・大阪の各都府県で、福島県へ帰還して就職することを希望する者に対する相談窓口が新たに設置されたが、基本方針ではこれに加え、福島県及び福島近隣県に避難して就職を希望する者への合同面談会等が実施されることになった。

これらにより福島県からの避難者に対し、今後とも地元への帰還就職及び避難先での就職が円滑に進むよう支援が図られることになるとしている。

エ 放射線による健康への影響調査等

福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量調査や、事故時 18 歳以下の子どもに対する甲状腺検査等必要な健康管理調査を継続することが明記された。

一方、福島近隣県等においては、各県の有識者会議において科学的には放射線の影響に対する特段の健康管理は必要ないとの結論が出されていること等から¹⁰、福島県県民健康管理調査のような健康管理調査等は実施されてこなかったが、汚染状況重点調査地域の住民等の中には健康上の不安を抱えている者もあるとされる。このような状況等を踏まえ、新たに以下の施策を実施することとしている。

①福島近隣県における個人線量計による外部被ばく調査

国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、これまでの福島県民を対象とした外部被ばく線量等調査のほかに、新たに福島近隣県における個人線量計による外部被ばく調査をモデル的に実施し、その結果を踏まえ、更に拡充を検討することとしている。

⁹ 第 185 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 1 号（平 25. 12. 4）

¹⁰ 第 185 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号 36 頁（平 25. 10. 24）

なお、本施策に関し、平成 26 年度環境省予算概算要求で「住民の個人被ばく線量把握事業」が新規要求されている。複数ある事業の中の一つとして、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握することが挙げられている。

②有識者会議の開催

新たに有識者会議を開催し、福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課題を把握し、今後の在り方を検討するとしている。

なお、有識者会議として、環境省に「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」が設けられ、平成 25 年 11 月 11 日に第 1 回会合が開かれている。同会議は、①被ばく線量把握・評価に関すること、②健康管理に関すること、③医療に関する施策の在り方に関すること等を検討することとしている。

現状においては、福島県及びその近隣県を含めた住民の健康上の不安は必ずしも解消されているとは言えず、福島近隣県における個人線量計による外部被ばく調査、有識者会議の開催等、基本方針に規定された施策を通じ、「健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力」を傾注することを求める子ども・被災者支援法第 2 条の基本理念を踏まえた施策の展開が期待されることである。

オ 民間団体を活用した被災者支援の拡充

「NPO等の運営力強化に通じた復興支援事業」（同施策は被災者支援施策パッケージに記載）により、福島・岩手・宮城の 3 県の被災者及び当該 3 県から他県に避難した被災者を支援する NPO 活動を支援する等、これまでも民間団体の力を活用することによる、行政では手が届きにくいきめ細かな被災者支援に向けた取組がなされてきたところである。基本方針では、このような取組を一層推進する観点から、新たに「県外自主避難者等への情報提供事業」として福島県外への避難者に対し、避難元・避難先に関する情報提供、避難者からの相談対応等を行う事業を民間団体を活用して実施することとしている。

本事業については福島県からの県外自主避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるようにすること等を目的に、県外避難者を多く抱える近隣県 2 か所（山形県・新潟県）及び一定数の県外避難者が存在する遠隔地の大都市圏 2 か所（北海道・大阪府）の 4 道府県においてモデル的な実施が開始されている。平成 25 年 10 月下旬には第 1 回ニューズレターの発信等情報支援事業が開始され、26 年 3 月末を目途にモデル実施に関する報告書を取りまとめ、本格実施に備える予定としている。

孤立しがちな自主避難者等に対する的確な情報提供や相談体制の充実は重要な課題であり、本事業の適切な執行が期待される。

（3）基本方針に対する見解

以上、基本方針について、支援対象地域の決定基準と主な施策を中心に見てきたが、ここで基本方針に対する主な見解について見てみると、前述のように汚染状況重点調査地域と支援対象地域との整合性について疑問視する声もあるところである。また、福島近隣県

等の健康管理対策について、有識者会議の開催等、一定の施策が講じられることになったものの、健康不安を抱える地域住民の問題解消には十分でないとの指摘もなされている。さらに、パブリックコメントの募集期間が短いなど、意見聴取が必ずしも十分でなかったのではないかと指摘もある¹¹。

一方、自主避難者対策を含む個々の被災者生活支援等施策について、新規施策はもとより、既存の施策であっても、法律に基づく基本方針の中に明文化された施策は明確な根拠を持つことになり、「自主避難者支援の後ろ盾ができた」として評価する見解も示されている¹²。

(4) 今後の課題 ～結びにかえて～

基本方針に対しては様々な見解があるが、法律制定以来約1年3か月間策定されてこなかった基本方針が策定されたことは、被災者、避難者の安心につながる面もあると考えられるところであり、またそうなるよう、基本方針に記載された施策を着実に実行していくことが求められていると言える。

例えば、汚染状況重点調査地域と支援対象地域との整合性の問題も、汚染状況重点調査地域において子どもを始めとする住民の健康不安を払拭できるような対策が講じられれば、解消されていくことが期待され、その意味においても、新規に実施される福島近隣県における個人線量計による外部被ばく調査や有識者会議の開催は重要な意味を持っており、そこで得られた知見を基に適切な健康管理対策が講じられることが期待されていると言える。

また、新規施策のみならず、これまで実施されてきた既存の施策についても基本方針に明文化されることでその推進に弾みがつくことも十分予想される場所であり、そのための必要な財源確保も課題になってくるものと考えられる。

その一方で、基本方針に掲げられた施策が真に被災者、避難者の支援に資するものであるか、不断の見直しをしていくことも重要である。

子ども・被災者支援法については、①基本方針を変更する場合には、政府はあらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしていること（第5条第3項、第5項）、②国は、被災者生活支援等施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとしていること（第14条）等、被災者、避難者の意見の反映について重ねて規定されていることに鑑み、被災者、避難者等の意見・要望等を適時適切に聴取し、必要に応じ迅速な見直しが図られる体制を整えておく必要もあるのではないかと考えられる。

このような基本方針に基づく被災者生活支援等施策の適切な実施等により、被災者、避難者支援対策の一層の充実が望まれるところである。

(せんずい たけひろ)

¹¹ 『毎日新聞』(平25.10.12)

¹² 『福島民報』(平25.10.12)